

平成27年度第1回屋久島山岳部利用対策協議会  
会 次 第

日 時：平成27年4月24日（金）

13：30～15：30

場 所：屋久島環境文化村センターレクチャー室

1 開会

2 協議事項

- （1）屋久島山岳部保全募金について
- （2）屋久島山岳部保全募金の新たな入山協力金への移行について
- （3）その他

3 閉会

平成27年度第1回  
屋久島山岳部利用対策協議会出席者名簿

所 属 名	職 名	氏 名	備考
林野庁屋久島森林管理署	署 長	樋 口 浩	
林野庁屋久島森林生態系保全センター	所 長	山 下 義 治	
	生 態 系 管 理 指 導 官	坂 梨 哲 章	
環境省屋久島自然保護官事務所	首 席 自 然 保 護 官	田 中 準	
	自 然 保 護 官	萱 島 拓 郎	
屋久島警察署	地 域 課 長	山 之 口 裕 二	
公益財団法人 屋久島環境文化財団	事 務 局 長	北 原 和 博	
	事 業 課 長	川 東 眞 稔	
	事 業 課 主 事	真 辺 侑 也	
公益社団法人 屋久島観光協会	会 長	松 本 毅	
	ガ イ ド 部 会 長	満 園 茂	
県レンタカー協会屋久島支部	会 長	欠 席	
屋久島町	町 長	荒 木 耕 治	
	商 工 観 光 課 長	松 本 薫	
	観 光 係 長	渡 邊 郁 夫	
	観 光 係	長 井 久	
	環 境 政 策 課 長	松 田 賢 志	
	自 然 環 境 係 長	木 原 幸 治	
	自 然 環 境 係	岩 川 卓 誉	
	自 然 環 境 係	真 邊 克 昭	
屋久島町議会	議 長	日 高 好 作	
まつばんだ交通バス(株)	取 締 役	大 山 浩 央	オブザーバー
種子島屋久島交通(株) 屋久島支社	課 長	橋 口 靖 也	オブザーバー
県自然保護課	課 長	長 田 啓	
	技 術 主 査	牛 之 濱 輝 幸	
県観光課	技 術 主 査	平 山 孝 子	
県屋久島事務所	所 長	福 永 徳 郎	
	総 務 企 画 課 長	小 村 隆 史	
	総 務 企 画 課 主 幹	廻 秀 仁	
	総 務 企 画 課 主 事	大 山 福 太 朗	

## 屋久島山岳部利用対策協議会規約

### (設 置)

第1条 近年、屋久島の山岳部への入り込み者の増加に伴い、一部登山者のマナーの問題等により、自然環境への影響が懸念されることから、当該地域の自然環境の持続可能な利用及び保全対策を検討するため、屋久島山岳部利用対策協議会（以下「協議会」という）を置く。

### (組 織)

第2条 協議会の委員は、以下の関係機関の代表者により構成する。

林野庁屋久島森林管理署 林野庁屋久島森林生態系保全センター 環境省屋久島自然保護官事務所 鹿児島県自然保護課 鹿児島県観光課 鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所 鹿児島県屋久島警察署 屋久島町 屋久島町議会 公益社団法人屋久島観光協会 鹿児島県レンタカー協会屋久島支部 公益財団法人屋久島環境文化財団

### (会長等)

第3条 協議会には会長1名、副会長1名を置く。

2 会長は、屋久島町長とし、副会長は会長が指名する。

3 会長は任務を総理し、副会長は会長に事故等があるとき、会長の職務を代行する。

4 会長、副会長の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。任期満了の場合の後任者決定までは、なおその職務を行う。

### (会 議)

第4条 協議会は必要に応じ会長が召集する。

2 協議会の議長は会長がこれにあたる。

### (実務担当者会)

第5条 協議会での議事の円滑な進行を図るため、協議会に関係機関の担当者により構成する実務担当者会を置く。

2 実務担当者会は必要に応じ、会長が招集する。

3 実務担当者会の議長は、あらかじめ会長の指名する者がこれにあたる。

### (費用負担)

第6条 協議会の運営に必要な経費については、それぞれの機関において負担する。

### (事務局)

第7条 協議会の事務局は、会長の指定する機関に置く。

### (その他)

第8条 この規約に定めるものの他、必要なものは別に定める。

附則 1 この規約は、平成 6年 7月14日から施行する。  
2 この規約は、平成 7年 4月17日から施行する。  
3 この規約は、平成 8年 4月18日から施行する。  
4 この規約は、平成10年 6月30日から施行する。  
5 この規約は、平成11年 4月12日から施行する。  
6 この規約は、平成12年 4月18日から施行する。  
7 この規約は、平成20年 3月24日から施行する。  
8 この規約は、平成20年11月20日から施行する。  
9 この規約は、平成25年 3月26日から施行する。

平成27年度 屋久島山岳部利用対策協議会 委員名簿

所 属 名	職 名	氏 名	備考
林野庁屋久島森林管理署	署 長	樋 口 浩	
林野庁屋久島森林生態系保全センター	所 長	山 下 義 治	
環境省 屋久島自然保護官事務所	首 席 自 然 保 護 官	田 中 準	
屋久島警察署	署 長	今 村 勝 志	
屋久島町	町 長	荒 木 耕 治	会 長
	環 境 政 策 課 長	松 田 賢 志	
	商 工 観 光 課 長	松 本 薫	
屋久島町議会	議 長	日 高 好 作	
公益社団法人 屋久島観光協会	会 長	松 本 毅	
	ガ イ ド 部 会 長	満 園 茂	
鹿児島県レンタカー協会 屋久島支部	会 長	中 島 耕 次 郎	
公益財団法人 屋久島環境文化財団	事 務 局 長	北 原 和 博	
まつばんだ交通バス(株)	代 表 取 締 役	藤 山 倉 作	オブザーバー
種子島屋久島交通(株) 屋久島支社	所 長	島 崎 初 則	オブザーバー
鹿児島県	自 然 保 護 課 長	長 田 啓	
	観 光 課 長	五 田 嘉 博	
	熊毛支庁屋久島事務所長	福 永 徳 郎	副会長

平成27年度事業計画について

施策名	平成27年度事業		平成26年度事業	
	事業計画	事業主体	事業実績	事業主体
1 マナー啓発	(1) マナーガイド・リーフレットの作成・配布 マナーガイド約31,000部、携帯トイレリーフレット約15,000部作成して、GWから夏休み終了を中心に交通機関等に依頼して配布。 <配布先> 交通機関(種子屋久高速船 折田汽船 鹿商海運 JAC)、協議会会員、関係機関 など	県自然保護課 屋久島町 屋久島環境文化財団 屋久島観光協会 県屋久島事務所	(1) マナーガイド・リーフレットの作成・配布 マナーガイド約31,000部、携帯トイレリーフレット約15,000部作成して、GWから夏休み終了を中心に交通機関等に依頼して配布。 <配布先> 交通機関(種子屋久高速船 折田汽船 鹿商海運 JAC)、協議会会員、関係機関 など	県自然保護課 屋久島町 屋久島環境文化財団 屋久島観光協会 県屋久島事務所
	(2) 放送等による啓発 船内・機内にて実施 マナービデオの放映	各交通機関	(2) 放送等による啓発 船内・機内にて実施 マナービデオの放映	各交通機関
	(3) ゴミ持ち帰りキャンペーンの実施	各関係機関	(3) ゴミ持ち帰りキャンペーンの実施	各関係機関
	(4) 監視指導員等の配置 ・縄文杉周辺 (4月～8月の間に12日間) 林野庁、環境省、県、財団、屋久島町、観光協会・・・各2日間  ・グリーンサポートスタッフによる巡視活動	林野庁 環境省 県自然保護課 県屋久島事務所 屋久島町 屋久島観光協会 屋久島環境文化財団  林野庁	(4) 監視指導員等の配置 ・縄文杉周辺 (4月～8月の間に11日間) 林野庁、環境省、県、財団、屋久島町、観光協会・・・各1～2日間  ・グリーンサポートスタッフによる巡視活動	林野庁 環境省 県自然保護課 県屋久島事務所 屋久島町 屋久島観光協会 屋久島環境文化財団  林野庁
	(5) 山岳部保全募金荒川登山口業務員の配置 ・3月1日～11月30日(9月間)	協議会	(5) 山岳部保全募金荒川登山口業務員の配置 ・3月1日～11月30日(9月間)	協議会
	(6) 縄文杉荒川線一般車両乗り入れ規制 ①期間 3月1日～11月30日(9月間) ②チラシ作成 ③看板設置 ④町広報	屋久島山岳部車両 運行対策協議会	(6) 縄文杉荒川線一般車両乗り入れ規制 ①期間 3月1日～11月30日(9月間) ②チラシ作成 ③看板設置 ④町広報	屋久島山岳部車両 運行対策協議会
	(7) 縄文杉ルート喫煙場所設定に関する自主ルールの啓発	協議会	(7) 縄文杉ルート喫煙場所設定に関する自主ルールの啓発	協議会
2 縄文杉周辺の立入り禁止措置	(1) 縄文杉周辺の立入り禁止→継続		(1) 縄文杉周辺の立入り禁止→継続	
	(2) 監視指導及び施設利用方針 展望デッキ混雑時の休憩所等への利用誘導 休憩所・避難小屋 → 食事・休息等	各関係機関	(2) 監視指導及び施設利用方針 展望デッキ混雑時の休憩所等への利用誘導 休憩所・避難小屋 → 食事・休息等	各関係機関
	(3) その他 代替展望デッキ(北側)の整備	環境省	(3) その他 代替展望デッキ(北側)の設計	環境省
3 施設整備等	・縄文杉登山ルートにおける仮設携帯トイレブース設置(3～11月:3基) ・避難小屋(鹿之沢及び石塚)への仮設携帯トイレブースの設置(2基)	協議会 協議会	・縄文杉登山ルートにおける仮設携帯トイレブース設置(3～11月:3基) ・避難小屋(鹿之沢及び石塚)への仮設携帯トイレブースの設置(2基) ・淀川橋の撤去	協議会 協議会 環境省
	4 その他			
4 その他	(1) 登山道の整備、維持補修等 ・新高塚小屋公衆トイレ点検・清掃 ・新高塚小屋外3箇所避難小屋及び付帯トイレ維持管理 ・パイオトイレ、淀川登山口トイレ維持補修	環境省・協議会 県観光課 協議会	(1) 登山道の整備、維持補修等 ・新高塚小屋公衆トイレ点検・清掃 ・新高塚小屋外3箇所避難小屋及び付帯トイレ維持管理 ・パイオトイレ、淀川登山口トイレ維持補修	環境省・協議会 県観光課 協議会
	(2) グリーンワーカー事業 ・登山道の補修・清掃 ・携帯トイレ普及啓発	環境省 環境省	(2) グリーンワーカー事業 ・登山道の補修・清掃 ・携帯トイレ普及啓発	環境省 環境省
	(3) 荒川登山バスの運行(9月間) ・3月1日～11月30日	屋久島山岳部車両 運行対策協議会	(3) 荒川登山バスの運行(9月間) ・3月1日～11月30日	屋久島山岳部車両 運行対策協議会
	(4) 荒川登山道安全点検の実施(7月、2月)	関係機関	(4) 荒川登山道安全点検の実施(7月、3月)	関係機関

## 屋久島山岳部保全募金について

### 1 募金の収支について

#### 【平成 26 年度収支】

募 金 総 額 20,751,219 円 . . . ①

支 出 経 費	<u>23,727,896 円</u>	. . . ②
うちし尿搬出経費	18,172,915 円	
その他経費	5,554,981 円	

H26 単年度収支 (①-②) ▲2,976,677 円 . . . ③

前年度繰越額 5,982,793 円 . . . ④

H27 年 3 月末残額 (③+④) 3,006,116 円 (平成 27 年度に繰越)

#### 【募金額の比較】

(単位:円)

	H26(3月末)	H25(3月末)	H24(3月末)	H23(3月末)	
募 金 総 額	20,751,219	21,091,836	19,832,400	17,394,736	
募 金 窓 口 別	荒川登山口(業務員分)	11,887,784	16,043,647	14,039,313	14,444,881
	荒川登山口(上記以外)	448,120	325,385	309,798	260,304
	淀川登山口	811,658	710,683	544,318	539,179
	島内窓口	918,044	797,424	846,879	723,372
	大口(企業等募金)	6,685,613	3,214,697	4,092,092	1,427,000
登山者(荒川登山口)	67,322人	71,057人	70,041人	76,948人	
募金者(配置人員收受)	24,120人	32,982人	28,844人	29,883人	
収受率	35.8%	46.4%	41.2%	38.8%	

#### 【搬出し尿量及び経費の比較】

(単位:㍓, 円)

		H26(3月末)	H25(3月末)	H24(3月末)	H23(3月末)
高 塚	搬出量	2,420	2,180	3,320	4,200
	経費 (単価)	3,891,985 (31.8千円)	3,400,787 (31千円)	5,677,513 (34千円)	5,502,979 (26千円)
新高塚	搬出量	3,020	1,980	1,220	2,320
	経費 (単価)	7,325,614 (48.3千円)	4,672,901 (47千円)	3,062,182 (50千円)	5,127,242 (44千円)
淀 川	搬出量	4,600	4,600	6,320	7,040
	経費 (単価)	4,301,920 (18.5千円)	4,185,618 (18千円)	6,382,673 (20千円)	4,646,683 (13千円)
鹿之沢	搬出量	500	1,020	1,280	740
	経費 (単価)	1,239,844 (49.3千円)	2,461,685 (48千円)	3,343,073 (52千円)	1,598,854 (43千円)
石 塚	搬出量	580	480	520	280
	経費 (単価)	1,413,552 (48.3千円)	1,140,495 (47千円)	1,312,495 (50千円)	605,570 (43千円)
合 計	搬出量	11,120	10,260	12,660	14,580
	経費	18,172,915	15,861,486	19,777,936	17,481,328

※単価(運搬)は 20 ㍓あたり。経費には汲み取り料金が加算される。

※ 山岳部保全募金の不足により、高塚小屋・新高塚小屋のトイレにおいて、搬出できなかったし尿を搬出した。

・2月23日 ガイド有志(33名)とし尿搬出業者が640L(新高塚小屋600L, 高塚小屋40L)を無償搬出

・3月 屋久島町だいき基金(2,000千円)を活用し, 1,200L(新高塚小屋120L, 高塚小屋1,080L)を搬出

## 2 平成27年度 山岳部保全募金の見込み

	【H23実績】	【H24実績】	【H25実績】	【H26実績】	【H27計画】
募 金 総 額	17,395 <small>(千円)</small>	19,832 <small>(千円)</small>	21,092 <small>(千円)</small>	20,751 <small>(千円)</small>	16,000 <small>(千円)</small>
支 出 経 費	19,981 <small>(千円)</small>	22,794 <small>(千円)</small>	19,045 <small>(千円)</small>	23,728 <small>(千円)</small>	19,006 <small>(千円)</small>
(うちし尿搬出経費)	17,481 <small>(千円)</small>	19,778 <small>(千円)</small>	15,861 <small>(千円)</small>	18,173 <small>(千円)</small>	13,506 <small>(千円)</small>
(その他経費)	2,500 <small>(千円)</small>	3,016 <small>(千円)</small>	3,184 <small>(千円)</small>	5,555 <small>(千円)</small>	5,500 <small>(千円)</small>
単年度収支	▲2,586 <small>(千円)</small>	▲2,962 <small>(千円)</small>	2,047 <small>(千円)</small>	▲2,977 <small>(千円)</small>	▲3,006 <small>(千円)</small>
前年度繰越額	9,484 <small>(千円)</small>	6,898 <small>(千円)</small>	3,936 <small>(千円)</small>	5,983 <small>(千円)</small>	3,006 <small>(千円)</small>
年度末残額	6,898 <small>(千円)</small>	3,936 <small>(千円)</small>	5,983 <small>(千円)</small>	3,006 <small>(千円)</small>	0 <small>(千円)</small>
登山者数(荒川登山口)	76,948人	70,041人	71,057人	67,322人	64,000人
募金者数	29,883人	28,844人	32,982人	24,120人	25,600人
収受率	38.8%	41.2%	46.4%	35.8%	40.0%

<参考> 各小屋毎のし尿搬出単価の推移について

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
高塚	26,000円	34,000円	31,000円	31,800円	31,799円
新高塚	44,000円	50,000円	47,000円	48,300円	48,299円
淀川	13,000円	20,000円	18,000円	18,500円	18,500円
鹿之沢	43,000円	52,000円	48,000円	49,300円	49,300円
石塚	43,000円	50,000円	47,000円	48,300円	48,300円

平成27年4月6日

屋久島レクリエーションの森保護管理協議会  
会長 荒木 耕治 様

屋久島山岳部利用対策協議会  
会長 荒木 耕治

新たな入山協力金制度の導入に当たっての森林環境整備推進協力金との一元化等の検討について（依頼）

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

このたび、3月26日に開催された第6回屋久島町入島税等検討会議において、屋久島町における新たな入山協力金についての基本的な考え方が決定され、入山協力金の導入に向けた検討と制度設計については、山岳部利用対策協議会に依頼されたところです。

その後開催した平成26年度第4回屋久島山岳部利用対策協議会において、屋久島観光協会ガイド部会から、新たな入山協力金の導入に当たり、貴協議会の森林整備推進協力金との一元化ができないかどうか、貴協議会に検討を依頼してほしいという意見が出されました。

については、下記の点について貴協議会で御検討いただき、御回答くださるようお願いいたします。

#### 記

- 1 収納事務の一元化について  
例えば、入山協力金の中に森林環境整備推進協力金を含めて収納することは可能か。  
（合算して収納し、森林環境整備推進協力金とそれ以外の分を改めて分配する方式。）
- 2 会計の一元化について（上記1が可能な場合）  
例えば、会計までも一元化し、森林環境整備推進協力金の余剰金を入山協力金として活用することは可能か。
- 3 組織の一元化について（上記1と2が可能な場合）  
例えば、収納事務及び会計だけでなく、入山協力金を収納することとなる組織と貴協議会との組織（事務局も含む）の一元化は可能か。
- 4 収納事務への協力について（上記1から3までが不可能な場合）  
例えば、貴協議会の管理事務所において、入山協力金を収納する組織が雇用する職員が早朝（4時～8時）に入山協力金を収受することは可能か。  
また、貴協議会の管理事務所において、貴協議会の職員が業務時間内に、入山協力金の納入を呼びかけていただくことは可能か。

【問い合わせ先】  
（事務局）  
鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所  
総務企画課 廻  
TEL :0997-46-2211  
FAX :0997-26-2493